

## はしがき

本書は、消費者行政法に基づく法執行の実務に焦点を当てた、日本初の消費者行政法の概説書である。

本書は、まず第1章において「消費者行政法」の総論的説明を行った上で、消費者行政法における重要な4分野——安全法（第2章）、取引法（第3章）、表示法（第4章）、個人情報保護法（第5章）を取り上げて概説している。特に、消費者行政法分野において、いかに行政庁が法執行を行っているのか、また行政庁による法執行を受けた企業・個人はどのように対応し争っていくことができるのか、ということを意識しながら、解説を行っている。そのため、主要な想定読者は、①消費者行政法規に基づき法執行を受け得る企業の法務担当者や個人事業主、②法執行担当者となる消費者庁職員、地方公務員等、③消費者行政法に関する紛争を取り扱う弁護士、消費生活相談員等の専門家、④消費者行政法を学ぼうとする法学部生、法科大学院、一般の方々となる。

本書の最大の特徴は、消費者庁において勤務経験を有する法曹有資格者が執筆担当となっている点にある。他省庁に比べて消費者庁は任期付き公務員として弁護士を任用する人数が多く、消費者庁のプロパー職員として弁護士を迎え入れることも多くなってきている。消費者庁において勤務経験を有する法曹有資格者集団には、消費者行政法に関する膨大な知識やノウハウが蓄積されつつある。この知識やノウハウを、書籍の形で一般の方に解放することが必要であると考え、制作したのが本書である。ただし、本書は各所属を離れた個人が自らの責任において執筆したものであって、消費者庁や各所属法律事務所の見解を述べるものではないので、この点をご留意願いたい。

本書の成り立ちについて説明しておきたい。編者の大島義則は消費者庁在任中、当時の消費者庁幹部の発案もあって、消費者庁に關係する法曹有資格者にお声がけさせていただき、消費者庁法曹会（会長：加納克利弁護士、副

会長：黒木理恵弁護士，幹事：大島義則弁護士）の立ち上げに走り回った経験を有する。現時点では消費者庁法曹会は消費者庁における勤務経験を有する法曹有資格者や消費者庁関係者との懇親を深める活動をしているだけであるが，消費者庁法曹会メンバーで何か有益な活動ができないかと思い，編者の大島が本書の企画を勁草書房編集者の山田政弘氏に持ち込んだところ，出版の運びとなった。企画がある程度固まった時点で，編者の大島が消費者庁法曹会メンバーのうち個人的に親しい方に声をかけ各章編者になってもらった。その後，各章編者において，各執筆担当者になってくれる方を探してもらった。その結果として，豊富な実務経験を有する専門家が執筆担当者になった，と考えている。

本書出版にあたっては，勁草書房の方々に大変お世話になった。なかでも編集担当者の山田政弘氏には，企画から校正作業に至るまで多大なご尽力をいただいた。また一人一人お名前を挙げることは紙面の関係上できないが，平素よりご指導いただいている消費者庁関係者，消費者庁法曹会メンバー，弁護士の方々には大変感謝をしている。ここで，改めて，心から感謝を申し上げたい。

平成28年7月

編者 大島義則，森大樹，杉田育子，関口岳史，辻畑泰喬  
(はしがき文責 大島義則)